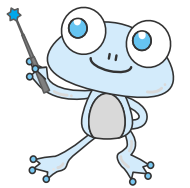


下水道が通ったら

水洗トイレに変えましょう



今年度は、約57億円の予算で下水道整備を進めます。来年3月末の下水道普及率(下水道で汚水を処理できる区域に住む市民の割合)は、約76%になる見込みです。下水道が整備された地域では、くみ取り式トイレは3年以内に水洗トイレに改造していただきます。改造工事は、市が指定する排水設備工事指定店で行ってください。

トイレの改造に50万円まで融資

市では、トイレの改造資金として50万円まで無利子の融資あつせんをしています。また、自己資金で改造されるかたには助成金制度を設けています。申請の手続きは、排水設備工事指定店が代行します。お気軽にご利用ください。

私道にも公共下水道を設置します

一定の条件を備えている場合、申請により私道でも市が下水道を設置します。

ご希望のかたは、下水道総務課にある「公共下水道私道内設置申請書」に必要事項を記入し、下水道総務課まで提出してください。

条件は下記のとおりです。

水洗便所改造資金の融資あつせん額

区分	あつせん額	償還方法
くみ取り式トイレの改造	一般住宅	50万円以内
	貸家・アパートなど	1戸40万円以内 5戸まで200万円限度
浄化槽の切り替え	一般住宅	25万円以内
	貸家・アパートなど	1槽20万円以内 5槽まで100万円限度

*1戸1回限り融資。利息は全額市が負担します。

水洗便所改造資金助成金の額

区分	助成金
一般住宅	1戸2万円
貸家・アパートなど	1戸2万円(5戸まで10万円が限度)

*1戸に1回限りの助成となります。

私道の幅が1.8m以上で、境界が明確である
所有者の異なる家屋が2棟以上ある

私道敷地の所有者全員が承諾している
問い合わせ

下水道総務課

☎(864)1411

問い合わせ 下水道建設課 ☎(864)1455

平成15年度中に下水道工事を行う地域(それぞれの一部)

- 金足下町字北野・金足追分
字海老穴・金足小泉字瀧向
下新城中野字琵琶沼・中野字
街道端西・下新城長岡字毛無
谷地
- 飯島鼠田一〜四丁目・飯島
字前田表
- 土崎港相染町字沼端・土崎
港北一丁目・土崎港北四丁
目・土崎港北五丁目
- 将軍野青山町・将軍野桂
町・将軍野東二丁目・将軍野
南四丁目
- 外旭川字野村・字大谷地・
字梶ノ目・字山崎・字田中・
字神田・字四百刈・字三後
田
- 寺内堂ノ沢一丁目・字イサノ
八橋新川向
高陽青柳町
泉馬場
- 濁川字三升作・字後田・字家
ノ前
- 添川字境内川原・字添川・
字飛鳥田
- 旭川清澄町・旭川新藤田東町
新藤田字高梨台・字治郎沢
手形字中台・字大沢・字大
松沢・字蛇野・字十七流・字
西谷地・字山崎・字中谷
地・手形山崎町
蛇野
- 中通七丁目
- 広面字蓮沼・字大巻・字二階
- 堤・字近藤堰越・字川崎・字
糠塚・字谷内佐渡・字推子・
字野添・字広面・字碓・字堤
敷・字樋口・字釣瓶町
柳田字境田
- 下北手松崎字家ノ前・松崎
字大巻・松崎字大沢田・松
崎字碓り・松崎字前谷地
東通仲町・東通館ノ越
- 榎山太田町・榎山城南新町
横森一〜三丁目
桜一〜四丁目
茨島四丁目
牛島東七丁目
大住一〜三丁目
- 仁井田緑町・仁井田小中
島・仁井田瀧中町・仁井田
福島一丁目・仁井田福島二
丁目・仁井田新田一〜三丁
目・仁井田栄町・仁井田本
町一丁目・四丁目・仁井田
本町六丁目・仁井田目長田
一丁目・仁井田字大野・仁
井田字切上・仁井田字瀧中
島・仁井田字新中島
- 新屋比内町・新屋高美町・
新屋勝平町・新屋町字関町
後
- 浜田字家後・字館ノ丸・字右
馬守・字石山・字滝ノ元・字
滝ノ下・字滝ノ原
- 下浜羽川字二十町・字家ノ
腰
- 四ツ小屋字中野・字与左工



下水道の不審な訪問営業にご注意!

最近、家庭を訪問して、「宅内の排水管の点検や清掃作業」をしている業者がいるようですが、これは市の下水道部とは、まったく関係ありませんのでご注意ください。

問い合わせ
下水道総務課

☎(864)1411

排水設備工事責任技術者資格認定試験

平成15年度排水設備工事責任技術者の資格認定試験を実施します。

とき/7月23日(水)午前9時30分
〜正午

ところ/県JABビル

申し込み 5月26日(月)から6
月9日(月)まで下水道総務課へ

☎(864)1411



介護保険を利用しているかたへ

利用料が 軽減されます

問い合わせ 介護保険課tel(866)2069

■訪問介護の利用料が軽減

ホームヘルプサービス(訪問介護)を利用しているかたで、下記に該当する場合、利用料が減額されます。

なお、現在、訪問介護利用者負担額減額認定証をお持ちのかたは、6月30日(月)で期限が切れますので、再度申請が必要となります。

対象および軽減の割合

区分	対象	利用者負担の割合
法施行時のホームヘルプサービス利用者に対する経過措置の場合	平成11年度中に高齢者施策による訪問介護の利用実績があり、生計中心者の所得税が非課税のかた	6月末まで3% 7月から6%
障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置の場合	生計中心者が所得税非課税で、65歳の年齢到達前の1年間に障害者施策による訪問介護の利用実績があるかた、または特定疾病により要支援・要介護認定を受けた40~64歳のかた	3%

申請方法と利用

申請書と同意書を介護保険課窓口へ提出してください。同意書には、印鑑が必要です。

後日、審査のうえ承認(不承認)の結果をお知らせします。承認されたかたには認定証をあわせて発送します。訪問介護を受けるときは、必ず事前にケアマネジャーとホームヘルパーに提示してください。

■社会福祉法人での 介護サービス利用料が軽減

市に申請のあった社会福祉法人が実施する介護サービスの利用者の負担額が、申請により半額になります。なお、現在社会福祉法人利用者負担軽減確認証をお持ちのかたは、6月30日(月)で期限が切れますので、再度申請してください。

対象(秋田市民に限る)

市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者(生活保護受給者を除く)

介護保険料第2段階で境界層(低所得ながら生活保護を必要としない世帯)該当のかた

申請方法

のかたは介護保険課にある申請書と同意書、のかたは申請書と境界層証明書(保護課で発行します)を介護保険課まで提出してください。

後日、確認証が発行されます。利用の際にご提示ください。

対象となるサービス

区分	サービスの種類	内容
在宅サービス	ホームヘルパー	利用者負担額
	デイサービス	利用者負担額 食事材料費 日常生活費
	ショートステイ	利用者負担額 食事材料費 日常生活費
施設サービス	特別養護老人ホーム	利用者負担額 食事代 日常生活費

*法人から市に申請のあった上記サービスが、軽減の対象となります。各施設の窓口でご確認ください

国民健康保険税 所得割額の算定方法などが変わります

地方税法の一部改正に伴い、平成15年度分から国民健康保険税の所得割額算定方法や介護納付金課税額の限度額が変更になります。

なお、納税通知書は、6月末に世帯主のかたへ送付します。

所得割額の算定方法の変更

公的年金等特別控除の廃止 = 公的年金等受給者について、特別控除(1円~17万円)が廃止されます。この改正で、年金額が前年と同じあるいは減額するときでも、国民健康保険税が増額する場合があります。

給与所得特別控除の廃止 = 給与所得者について、特別控除(1円~2万円)が廃止されます。この改正で、給与所得が前年と同じあるいは減額するときでも、国民健康保険税が増額する場合があります。

青色専従者給与等控除の適用 = 事業主について、青色専従者給与等が必要経費に算入されます。事業専従者については、給与として計算されます。

長期譲渡所得等特別控除の適用 = 譲渡所得特別控除が適用され、特例等に応じ控除が行われるようになります。

介護納付金課税限度額の変更

国民健康保険税のうち介護納付金課税額の限度額が現行の「7万円」から「8万円」に変更になります。

【国民健康保険税の税率等(年額)】

課税項目	医療分	介護分
所得割額(税率)	8.8%	1.27%
均等割額(1人につき)	21,430円	5,470円
平等割額(1世帯につき)	32,810円	4,560円
課税限度額	530,000円	80,000円

介護分は、国民健康保険の被保険者のうち40~64歳のかたが課税対象になります。

問い合わせ 国保年金課賦課担当tel(866)2099